

障第288号
令和2年5月15日

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等の解除等について

令和2年5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、岐阜県は対象区域から外れることとなりました。

これを受けて、令和2年4月17日付け障第164号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知による要請を解除します。

なお、新型コロナウイルス感染症は、当面の間、常に再流行のリスクが存在することから、各事業所におかれては、厚生労働省通知及び県作成の「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」等に基づき、引続き感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

- ・知事メッセージ（「オール岐阜」でコロナ社会を生き抜きましょう！）
- ・コロナ社会を生き抜く行動指針

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	森
電 話	058-272-1111 内 2686・2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		